

2. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

開発途上国の「質の高い成長」による安定的な発展のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、公正かつ安定的に運営される社会が基盤となります。そうした基盤強化の観点

から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保は、国づくりや開発の前提となります。

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

開発途上国の質の高い成長のためには、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎に立つ必要があります。自助努力による国の発展の基礎を築くには、インフラ（経済社会基盤）の整備とともに、法の支配の確立、グッドガバナンス（良い統治）の実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等が

鍵となります。この観点から、実定法の整備や、法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、税制度の整備や税金の適切な徴収と管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善等の人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

< 日本の取組 >

日本は、法制度支援・経済制度支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を、カンボジア、バングラデシュ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、ガーナ、タンザニア、マラウイ、パレスチナ自治区などの国や地域で行っています。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、日本の「顔の見える援助」の一翼を担っています。

また、これにより開発途上国の法制度・経済制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、その意味でも重要な取組です。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。

法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）^{注40}を通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年国際研修（年2回）と国際高官セミナー（年1回）を実施しています。毎回国連をはじめとする国際社会での重要課題を取り上げ、変化するグローバル社会への対応を

図ってきました。春の国際研修では主として犯罪者の処遇を、秋の国際研修では主に犯罪の防止や犯罪対策の問題を、そして、国際高官セミナーでは、広く刑事司法に関する問題を取り上げています。

ほかにも法務省では、開発途上国における基本法令や経済法令の起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備および法曹人材育成の強化等の目的で、法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究および専門家を派遣しての現地セミナー等を実施しています。具体的には、ベトナム、ミャンマー、カンボジア等のアジア諸国から司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招聘し、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、日本から専門家を支援対象国に派遣して、現地でセミナー等を実施しました。

さらに、開発途上国のニーズに沿った支援を能動的かつ積極的に推進していくため、その国の法制度やその解釈・運用等に関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の継続実施に努めています。

注40 国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

(2) ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）

開発途上国において、経済が発展する中で、公務員の収賄など汚職事件が発生し、これが国家の健全な経済発達を妨げる要素ともなっています。「質の高い成長」のためには、経済社会活動が公正かつ安定的に運

営されることが前提となります。公正かつ安定した社会の実現のため、開発途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

＜日本の取組＞

日本は、腐敗対策について、2014年度に約8万ドルを犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)^{注41)}に拠出し、東南アジア諸国法執行機関向けに外国公務員贈賄事案における国際協力に関するハンドブックを作成するなど、腐敗対策の取組強化に貢献しています。

法務省では、UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、「汚職事件の効果的な予防・摘発と汚職犯罪収益の特定・追跡・保全・没収及び財産回復」をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。汚職防止刑事司法支援研修は、国際組織犯罪防止条約および国連腐

敗防止条約上の重要論点からテーマを選出しており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

ほかにも、東南アジア諸国の「法の支配」と「グッドガバナンス(良い統治)」の確立に向けた取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」を毎年1回開催しています。2014年はマレーシアのクアラルンプールで、「汚職事件の捜査、訴追及び公判における現状と問題点」をテーマに開催しました。

モンゴル

調停制度強化プロジェクト(フェーズ2) 技術協力(2013年4月～実施中)

モンゴルでは、1990年の市場経済化以降、経済活動の活性化等に伴い、市民間のトラブルが絶えなくなりました。市民や企業の権利を保障する法制度の整備や紛争解決のための手段を多様化するニーズが高まってきました。特に、簡易な事件や話し合いによる解決に適した少額の金銭請求事件や離婚事件などを調停によって解決することに対する必要性がモンゴル国内において高まりました。「質の高い成長」による安定的な発展のためには、公正で安定的に運営される社会が基礎となります。調停制度の導入により、市民が納得する形で早期に合理的な紛争解決を図ることが急がれていました。

日本は2010年から、このようなモンゴルにおける一般民事および家事事件における調停制度導入のための調停人養成、制度構築等を支援してきました。その結果、2012年に、モンゴルは調停法を成立させ、全国の一審裁判所に調停制度を導入する方針を打ち出し、2013年に日本は「調停制度強化プロジェクト」フェーズ2として、調停制度の本格導入と定着のための支援を開始しました。

このプロジェクトでは、日本から調停制度の専門家をモンゴルに派遣して、多くの調停人養成研修をモンゴル全土で実施し、これまでに505名の調停人資格保有者を養成しました。また、調停人資格保有者には訪日研修を通じて日本の制度を学ぶ機会が提供されました。さらに、日本は、調停制度の全国導入に向け、モンゴルの全国37か所の裁判所に調停室を整備し、パソコンや調停実施用テーブルなどの機材提供も行ってきました。このほか、モンゴルの司法機関と協力し、必要な調停制度の設計および実務運用の改善にも取り組みました。その結果、現在モンゴルでは、常勤調停人および書記官が全国の一審裁判所にて勤務し、全国で本格的に調停が実施された2014年2月から12月の間にも調停件数は6,427件に上っています。

モンゴルでは日本の支援で「質の高い成長」に向けた司法制度の整備が進んでいます。



「家事事件の心理」の研修受講者(写真：JICA)

注41 犯罪防止刑事司法基金 CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund

(3) 民主化支援

開発途上国における民主主義の基盤強化は、統治と開発への国民の参加および人権の擁護と促進につながり、中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組ん

でいる開発途上国に対しては、開発協力大綱の原則の観点からも、これを積極的に支援し、選挙制度支援など民主化への動きを後押しすることが重要です。

< 日本の取組 >

2013年12月に開催された日・カンボジア首脳会談において、フン・セン首相から安倍総理大臣に対して、選挙改革への支援が要請されました。これを受け、日本は2014年5月から、支援ニーズの把握および具体的な協力内容の検討を目的とした調査団の派遣や、カンボジア与野党関係者の本邦招聘(衆院選を視察する機会を提供)などの取組を実施しました。そして、2015年7月4日に開催された日・カンボジア首脳会談においては、安倍総理大臣から、①技術的助言、②専門家派遣、③機材供与を通じて、引き続きカンボジアの選挙改革を支援する旨が表明され、フン・セン首相からも高い期待が示されました。これを受け、日本は2015年9月から専門家を派遣し、選挙改革のための具体的な活動を開始しています。

ほかにも、日本は、2014年に実施されたアフガニスタン大統領選挙等を支援するため、「大統領選挙及び県議会選挙支援計画」(国連開発計画(UNDP: United Nations Development Programme)との連携)とし

て16億3,900万円の無償資金協力を通じ、必要な選挙関連用品の調達・供与と、これら選挙関連用品のアフガニスタン全土の各投票所への輸送を支援しました。2014年12月、ザンビアにおける大統領補欠選挙の円滑な実施を支援することを目的として、UNDPを通じて、約64万ドル(約7,640万円)の緊急無償資金協力を実施すること決定しました。2015年11月のミャンマーの連邦議会総選挙の平和・平穏な実施に向けて、選挙の実施に必要とされる物品を供与するために、1億1,100万円の無償資金協力「2015年ミャンマー総選挙支援計画(UNDP連携)」を実施しました。選挙の実施に当たっては、笹川陽平ミャンマー国民和解担当日本政府代表を団長とする選挙監視団を派遣しました。

このような支援を通じて、選挙が公正かつ透明性を持って円滑に実施され、その国の平和や民主主義の定着に寄与するとともに、国際社会の平和と安定につながることが期待されます。

● メディア支援

世界では、紛争の影響下にある国で、メディアが政治に利用されるケースも多くあります。政治家に利用されない、公正・中立・正確なメディアの育成が紛争予防の大きな課題ともなっています。

たとえば、2011年にスーダンから独立した南スーダンでは、国際社会の支援を得ながら国家建設を進めています。民主的な国家建設のプロセスにおいて、最新の治安情勢や、戦闘の拡大や再発を予防・抑制するためのメッセージを発信するメディアの役割が非常に重要です。南スーダン国営テレビ・ラジオ局は、国営の放送局として政府が発信する情報を中心に報道を行っているというイメージが強いのですが、より公正、正確な情報を人々に届けることを目的とした準備が進められています。政府の情報源に頼らないで、独自の視

点に基づく報道が大切です。このような中、2012年から日本は、「南スーダンテレビ・ラジオ組織能力強化プロジェクト」によって、南スーダンの国営テレビ・ラジオ局の取組を支援しています。2014年2月～3月には、隣国ケニアを訪問し、ケニア公共放送や日本の事例を交えながら、経営体制・資金調達・公共放送の役割や、選挙報道について研修が行われました。特にケニア自身の経験に基づいた、政府のプロパガンダから、より中立で公正な情報の発信を推進することで、人々の信頼を得てきた経緯などに参加者は熱心に聞き入りました。こうした日本によるメディア支援の取組を通じて健全なメディアの役割が強化されることにより、南スーダンのさらなる安定と発展が図られることが期待されます。

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

(1) 平和構築支援

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権を侵害する問題を引き起こします。そして、長年にわたる開発の努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開

発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。たとえば、2005年に設立された国連平和構築委員会などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われているほか、国連総会の場を活用し、ハイレベルでも平和構築の重要性が確認されています。

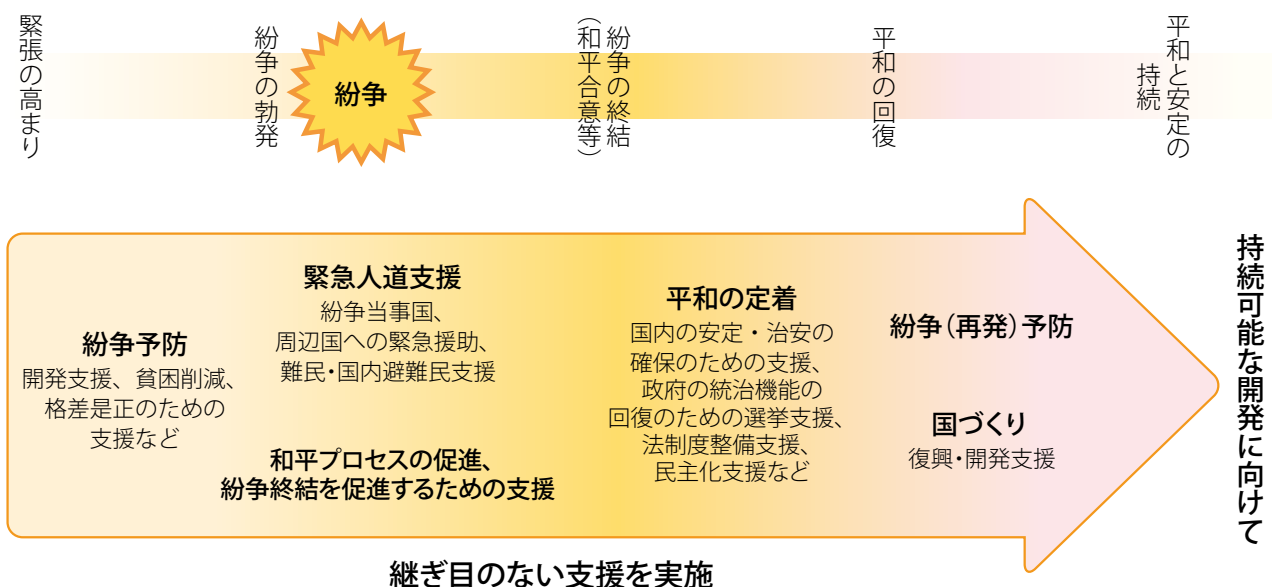
< 日本の取組 >

日本は、紛争下における難民の支援や食料支援、和平(政治)プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。紛争の終結後は、平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)^(注42)への取組を支援します。そして治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行っています。また、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ(経済社会基盤)の復旧など、その国の復興のための支援を行っています。さらに、平和が定着し、次の紛争が起こらないようにするため、その国の行政・司法・警察の機能を強化し、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。また、これらの取組において平和構築に

おける女性の役割の重要性に最大限配慮しています。このような支援を継ぎ目なく行うために、国際機関を通じた二国間支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせ対応しています。

2015年2月に閣議決定された開発協力大綱において、国際連合平和維持活動(PKO)等の国際平和協力活動と開発協力との連携を強化していくことが掲げられました。国連PKO等の現場では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護や基礎的インフラの整備など、開発に役立つ取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが、引き続き重要です。

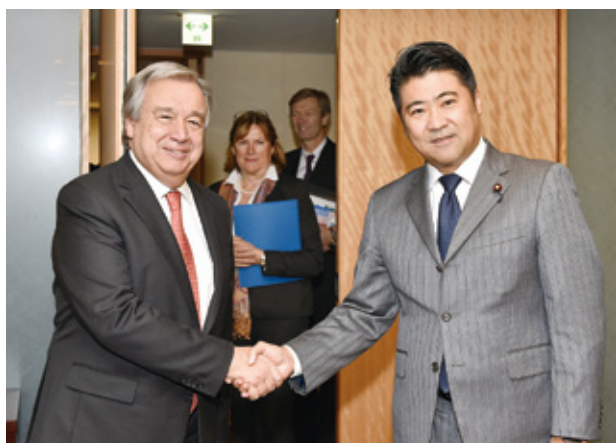
ODAによる平和構築支援



注42 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration

●紛争関連の緊急人道支援

日本は、最も脆弱な立場にある紛争犠牲者の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上げられるよう自立を支援するため、人道支援の基本原則(①人道原則、②公平原則、③中立原則、④独立原則)にのっとり、二国間の協力に加えて、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) ^(注43) や赤十字国際委員会 (ICRC) ^(注44) などの国際機関等を通じて緊急人道支援を行っています。20年以上の内戦の末、2011年に独立を果たした南スーダン共和国において、2013年末に武力衝突が発生し、これにより生じた国内避難民お



2015年11月、アントニオ・グテーレス国連難民高等弁務官による表敬を受ける木原誠二外務副大臣

●難民・国内避難民支援

シリア等の情勢を受け、2014年末には世界の難民・国内避難民等の数が第二次世界大戦後最大規模となり、人道状況が厳しさを増す中、日本は、人間の安全保障の確保の観点から、最も脆弱な立場にある難民・国内避難民に対する支援を行っています。

具体的には、UNHCRをはじめとした国際機関と連携して、シェルター、食料、基礎的生活物資等の支援を世界各地の難民・国内避難民に対し、継続的に実施しています。国連世界食糧計画 (WFP) ^(注45)、国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) ^(注46)、赤十字国際委員会 (ICRC) などの国際機関等と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力等を活用しつつ、難民等への人道対策を実施しています。

また、難民・国内避難民をめぐる日本の取組として、安倍総理大臣は、2015年9月のニューヨークでの国

および周辺国に流出した難民に対して、2014年5月に1,200万ドル(約11億6,400万円)の緊急無償資金協力による支援を実施しました。

また、日本は、国際機関を通じた緊急人道支援を行う際、日本の開発援助実施機関であるJICAや民間企業との連携を図ることにより、目に見える支援の実施に努めています。たとえばUNHCRが行う難民支援においては、JICAと連携し、緊急支援から復興支援への移行期における継ぎ目のない支援を実施しています。

ほかにも、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム(JPF)」(177～178ページ「ウ. NGOが行う事業への資金協力」を参照)には、2015年7月時点で47のNGOが加盟しています。JPFは、外務省から拠出されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや紛争により大量の難民が発生したときなどに生活物資の配布や生活再建等の緊急人道支援を行っています。

2014年度には、イラク・シリア難民・国内避難民支援、南スーダン緊急支援、アフガニスタン・パキスタン人道支援、ミャンマー少数民族帰還支援、ガザ人道支援2014など、11プログラムで81件の事業を実施しました。

連総会における一般討論演説の中で、日本は同年、約8.1億ドルのシリア・イラクの難民・国内避難民、および難民を受



イラクにおいてシリア難民のために日本が提供したテント

け入れている周辺国向けの支援を実施する旨を表明しました。同じく、国連総会の機会に、「難民への人道支援に関するG7関連会合」と「新たな開発アジェンダの下での移民及び難民に関する協力の強化」会合に出席した岸田外務大臣は、難民・国内避難民支援策の強化、人道支援と開発支援の連携の一層強化を呼びかけるとともに、2016年5月にトルコで開催予定の世界人道サミットに向けて協力していくことを表明しました。

こうした支援の一環として日本は、シリア・イラク

注43 国連難民高等弁務官事務所 UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees

注44 赤十字国際委員会 ICRC: International Committee of the Red Cross

注45 国連世界食糧計画 WFP: World Food Programme

注46 国連パレスチナ難民救済事業機関 UNRWA: United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East

の難民・国内避難民に対する保健、衛生、教育、食料分野などにおける支援や、シリア難民を受け入れている周辺国に対する支援を行っています。たとえば、シリア難民の受け入れに伴い、財政負担が増加したヨルダンに対して、医療機材等を調達するための資金を供与

しました。また、シリア難民を受け入れているトルコの地方自治体に対し、インフラサービスの改善を通じた自治体住民の生活環境の改善を目的として、長期資金を供給することを決定しました。

レバノン

パレスチナ難民キャンプでのシリア難民の教育・保健支援

日本NGO連携無償資金協力(ジャパン・プラットフォーム(JPF)事業)(2014年2月～2015年2月)

レバノンではシリアからの難民が2015年3月末時点で約120万人に達し、それまでのパレスチナ難民を含めると総人口の約29%が難民となり、国内人口に対する難民の割合が周辺国の中で最も高くなっています。日本のNPO法人「パレスチナ子どものキャンペーン」は、30年にわたり、レバノン国内で難民支援活動を行っており、2013年からはレバノンでのシリア難民支援も行っています。2014年には、6か所のパレスチナ難民キャンプに流入しているシリア難民、特に弱い立場にある子どもと女性を対象とした教育・保健支援を行いました。

2014年を通して、シリアから避難してきた1,101人の子どもたちを幼稚園と補習クラスに受入れ、また心理サポートを目的にした遠足やスポーツ大会などのイベントには、2,461人の子どもたちが参加しました。その中には初めて集団教育を受けた子どもがたくさんいます。

パレスチナ子どものキャンペーンによる保健支援では、7,238人の子どもたちが歯科医師による集団検診と治療を受けることができました。また、紛争の影響によりトラウマなどに苦しむ子どもたち433人が、精神科医師と臨床心理士によるカウンセリングを継続的に受診し、多くの子どもたちの症状が緩和されました。さらに、母子家庭の母親などを対象に心のサポートを目的としたワークショップ(参加型の講習会)を開催し、240人の女性たちが受講しました。シリア危機がますます深刻化している中、2015年以降も、日本のNGOは日本政府との連携の下、教育・保健・食料・生活物資配布など、弱い立場にある難民への支援活動を拡大、継続しています。



過酷な体験をしたシリア難民の子どもたちがパレスチナ難民キャンプ内の幼稚園でワークショップを楽しむ様子(写真:パレスチナ子どものキャンペーン)

ヨルダン

シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト 技術協力(2013年12月～実施中)

北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画 無償資金協力(2014年3月～実施中)

ヨルダンは国土が乾燥地・半乾燥地に位置し水資源が世界で最も少ない国の一つです。2011年のシリア危機発生以降、シリアからヨルダンへの約63万人に上る難民の流入などにより水需要量は増加を続け水問題がさらに深刻化し、特にシリア難民が多数居住する北部のイルビッド、アジュラン、ジェラシュ、マフラクの4県では、給水事情の悪化に加え、下水や廃棄物の発生量が増加し、不法投棄も増えていることから、衛生環境の悪化や下水管の閉塞などの問題も発生しています。

そこで日本は、シリア難民の流入による上下水道サービスの影響を評価し、ホストコミュニティ(難民を受け入れている地域)における上下水道サービスの現状について包括的に調査し、持続的な解決策について提言する事業を行っています。具体的には上下水道施設改善計画、難民支援等に関する調査団を派遣してヨルダンの政府機関、水道公社の協力を得つつ調査を行いました。現状では、難民の流入によりただでさえ少ない水供給が減少し、給水車による2週間に1回の給水を待たざるを得ず、その対価も払えない人々が増えていることや、水不足のためトイレの水も流せず不衛生な状態を甘受せざるを得ない現状が分かってきました。

これら調査を踏まえ、2014年3月には、ヨルダン北部地域におけるシリア難民のホストコミュニティにおける水セクター緊急改善計画に関する日・ヨルダン政府間の無償資金協力贈与契約が締結されました。現在、難民の増加により需給がひっ迫するホストコミュニティに対し、新規に開発された水源の水を届けるための送水管の新設、既設配水管網の改修などを行い、水セクターの改善が優先的に行われるとともに、上下水道サービス維持のための中期計画が策定されています。さらに漏水探知・修繕や下水管清掃などの対策を行い、コミュニティのニーズに応える取組も始まっています。

水問題と難民問題、人類の持続的成長にもかかわる二つの困難な問題への取組が、ヨルダンにおいて日本の支援により開始されています。(2015年8月時点)



ヤムルーク水道公社(YWC)職員による配水管の漏水調査

● 社会的弱者の保護と参画

紛争・地雷等による障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員、国内避難民等の社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

2013年4月のG8外相会合では、紛争下において女性の人権が侵害されている状況を打開し、性的暴力を防止するための国際的な取組を強化するため「紛争下の性的暴力防止に関する宣言」が採択されました。2014年6月にロンドンで開催された「紛争下における性的暴力の終焉^{しゅうえん}にむけたグローバル・サミット」に岸

信夫外務副大臣(当時)が出席し、女性のエンパワメントや政治的、社会的、経済的参画が重要であることを訴えました。

日本は、2014年には、政治的、社会的、経済的に極めて制限された中での生活を余儀なくされているアフガニスタンの女性に対する暴力撤廃を促進するため国際連合人口基金(UNFPA)^{注47)}と連携して警察および司法関係者の能力向上を支援したほか、日本のNGOと連携したシリア難民妊産婦支援などを実施しています。

● 社会・人的資本の復興

日本は、紛争当事国が復興または国づくりに至るまでの間に、新たな紛争を助長せず、また、新たな紛争の要因を取り除く観点から、社会資本の復興、経済活動に参加する人的資本の復興を支援しています。

社会資本の復興については、とりわけ、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網の整備、③保健

医療システムの機能強化、④教育システムの機能強化、⑤食料の安定供給を図っています。人的資本の復興については、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせつつ、経済環境整備を図るとともに、失業の増大等による社会不安を未然に防ぐことなどを念頭に、生計向上、雇用機会拡大を図っています。

● 治安・統治機能の回復

治安と統治機能は、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至る切れ目のない支援を行う上でたいへん重要です。こうした観点から、日本は紛争当事国に平和が定着し、再び紛争状態に戻ることがないように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)^{注48)}への取組を支援する必要があります。また、国内の安定・治安の確保を図るとともに、行政体制の復旧、選挙

制度改革等を通じた統治機能の回復に対する取組への支援や行政・司法・警察の機能を強化する取組を進めています。

選挙制度改革の一環として、日本はカンボジアに対し、①技術的助言、②専門家派遣、③機材供与を通じた支援を表明しており、2015年9月からは専門家を派遣するなど、具体的な活動を開始しています。



コートジボワールのアビジャン警察大学校で、治安維持能力の強化を通じて平和で安定した社会の構築を目指し、2014年2月から開始された現職警察官の再教育の様子(写真:大塚雅貴/JICA)

注47 国連人口基金 UNFPA: United Nations Population Fund

注48 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration

●地雷・不発弾除去および小型武器回収

かつて紛争中であった地域には、複数の小型の爆弾を内蔵し、それらをまき散らす爆弾であるクラスター弾などの不発弾や対人地雷が未だに残っており、非合法的な小型武器が広く使われています。これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興と開発活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因にもなります。不発弾・地雷の除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内を安定させ、治安を確保することに配慮した支援が重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、両条約の普遍化(なるべく多くの国が条約を締結するように働きかけること)を積極的に推進しています。また、両条約で規定されている、除去、被害者支援、リスク低減教育等にまたがる国際的な協力も着実に実行しています。

たとえば、(特活)^{〈注49〉}日本地雷処理を支援する会(JMAS)は、2014年から日本NGO連携無償資金協力を通じて、カンボジアにおける国立の地雷処理センター(CMAC)^{〈注50〉}に地雷処理の教育課程を新設し、地雷処理教育の基盤づくりを行っています。さらに、この課程で教育を受けた職員は、カンボジアの国内および周辺国において地雷処理技術の普及に取り組んでいます。

また、アフガニスタンにおいては、(特活)難民を助ける会が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法の普及を目的とした教育事業を実施しています。2009年度から、日本NGO連携無償資金協力およびジャパン・プラットフォーム(JPF)^{〈注51〉}事業を通じて、アフガニスタン各地において、移動映画教室等を通じた地雷回避教育を行っているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、住民への啓蒙^{けいもう}が進んでいます。

ほかにも、地雷回避教育支援としては、国連児童基金(UNICEF)^{ユニセフ}経由で2014年3月から2015年2月までシリア、イエメン、チャド、マリ、南スーダンにおいて支援を実施しました。

また、不発弾の被害が特に大きいラオスに対しては、

2011年に不発弾対策に特化したプロジェクトが形成され、①不発弾専門家の派遣、②機材供与、③南南協力の3つの柱から成る協力が行われています。このうち、南南協力については、日本が1990年以来カンボジアに対して行ってきた地雷処理支援の経験を広める観点から、カンボジアとラオスとの間で、不発弾処理支援に関するワークショップ(参加型の講習会)が数回行われ、3年間にわたり技術・訓練・国家基準策定・犠牲者支援等に関する両国の知識・経験を互いに共有するための協力が行われました。

2015年3月には、アフガニスタン、南スーダン、ソマリア、コンゴ民主共和国、パレスチナ自治区(ガザ地区)に対して、国連PKO局地雷対策サービス部(UNMAS)^{アンマス}^{〈注52〉}を通じた地雷・不発弾対策支援(除去・危険回避教育等)を行っています。特に、南スーダンにおいては、PKO活動実施中の自衛隊と連携した支援を実施しています。加えて、日・UNDPパートナーシップ基金を通じ、これまでにガーナ・コフィ・アナン国際平和維持訓練センターによる西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)^{〈注53〉}地域における小型武器削減プロジェクトや、ベナン地雷・不発弾処理訓練センター(CPADD)^{〈注54〉}によるアフリカ地域の地雷除去員の訓練の支援も実施しています。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を



国内の地雷・不発弾の処理を行う、カンボジア地雷対策センター(CMAC)の中央整備工場。網罟政樹シニア海外ボランティア(重機整備保守)は、重機整備・保守の指導を行っている(写真:久野真一/JICA)

注49 特定非営利活動法人

注50 カンボジア地雷処理センター CMAC: Cambodian Mine Action Centre

注51 ジャパン・プラットフォーム(JPF)は、日本のNGOが紛争や自然災害に対し迅速かつ効果的に緊急人道支援を行うことを目的に、NGO、経済界、政府の三者で立ち上げた組織(NPO法人)。2000年8月設立。

注52 国連PKO局地雷対策サービス部 UNMAS: United Nations Mine Action Service (PKO: Peacekeeping Operations)

注53 西アフリカ諸国経済共同体 ECOWAS: Economic Community of West African States

注54 ベナン地雷・不発弾処理訓練センター CPADD: Centre de Perfectionnement aux Actions post-confliktuelles de Déminage et de Dépollution (フランス語)

行っています。また、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して関連する法制度の整備や、税関や警察など法執行機関の能力を向上させ

る支援、元兵士や元少年兵の武装・動員解除・社会復帰事業支援等も実施しています。

● 平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められる活動やそれに従事する人材に求められる資質は、多様化し複雑になってきています。これらに対応するため、日本は2007年度から2014年度にかけて、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施してきました。この事業は、平和構築の現場で必要とされる実践的な知識および技術を習得する国内研修、平和構築の現場にある国際機関の現地事務所で実際の業務に当たる海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを築くための支援を柱とし、これまでに302名の日本人および外国人が研修コースに参加しました。その修了生の多くが、南スーダン、コンゴ民主共和国やアフガニスタンなどの平和構築の現場で活躍しています。2015年度以降は、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、事業内容を拡大して実施しています。

2015年には、「アジアの平和構築と国民和解、民主化に関するハイレベル・セミナー」を開催しました。アジア諸国の平和構築、国民和解および民主化にこれまで携わってきた国内外の政府関係者等を招待し、アジアの経験から得られる教訓につき意見を交わし、国際社会に対し発信しました。



平和構築人材育成事業の研修で討論する参加者たち

ア. ミンダナオ和平

フィリピン南部のミンダナオ地域では、フィリピン政府とイスラム反政府勢力との間で40年間に及ぶ紛争が続いていましたが、この歴史に終止符を打つべく、2001年から政府とモロ・イスラム解放戦線(MILF)^{注55}との間で和平交渉が行われてきました。そして、2014年3月27日、両者の間で包括和平合意文書が署名され、ミンダナオ紛争の根本的な解決に向けて、大きな一歩を踏み出しました。

この合意では、2016年に新自治政府(バンサモロ^{注56})が発足するまでの移行プロセスとして、バンサモロ基本法の制定、住民投票、暫定統治機関の設置などが

予定されています。これと同時に、MILF正規軍の武装解除と兵士たちの社会復帰、現地に数多く存在する私兵グループ等の解体、新たな警察組織の創設による治安の回復、紛争のため立ち遅れている経済社会開発の促進など、様々な「正常化」プロセスを円滑に実施することも課題となっています。

和平合意が着実に実施され、2016年に向けてこれらのハードルをクリアしていけるかどうか、ミンダナオ地域における真の和平達成の重要な鍵となります。そのためには、フィリピン政府とMILFのたゆまぬ努力に加え、日本を含む国際社会の支援が求められています。

注55 モロ・イスラム解放戦線 MILF: Moro Islamic Liberation Front

注56 「バンサモロ」とは、イスラム反政府派が自分たちを指す呼び方。

＜日本の取組＞

日本は、ミンダナオ和平が地域の平和と安定に寄与するとの考えから、長年にわたり和平プロセス支援を継続しています。たとえば、国際監視団(IMT)^{注57)}の経済社会開発部門へJICAから開発専門家を派遣し、必要とされている支援が何かを調査し、小学校や井戸、診療所、職業訓練所などをつくるための支援に結びつけました。また、元紛争地域に対して人間の安全保障・草の根無償資金協力など開発協力プロジェクトを集中的に実施しています。これらは「日本バンサモロ復興開発イニシアティブ」(J-BIRD)^{注58)}と呼ばれる支援で、現地住民やフィリピン政府から高く評価されています。また、和平交渉にオブザーバーとして参加して助言を行う国際コンタクト・グループにも参加し、ミンダナオ和平プロセスの進展に貢献しています。2011年8月には、日本の仲介により、アキノ大統領とムラドMILF議長との初のトップ会談が成田で実現し、ミンダナオ和平問題の解決に向けて信頼関係が築かれるきっかけになりました。

2014年3月の包括和平合意文書への署名後、同年6月にはJICAが「ミンダナオ和平構築セミナー」を広島市で開催し、アキノ大統領出席の下、MILFのムラド議長、デレス和平プロセス大統領顧問室(OPAPP)^{注59)}長官をはじめとする関係者が一堂に会し、和平プロセス推進に向けた決意を表明しました。このアキノ大統領訪日の際には、バンサモロ地域の経済的自立の確保により一層焦点を当てる「J-BIRD2」への移行を表



フィリピン・ミンダナオ、平和教育を実践する「平和の学校(School of Peace)」校舎前で。学校できれいな水が使えるようになった(写真:アイキャン)

明しました。日本は、引き続き、学校・診療所・井戸などの建設、移行プロセスにおける人材育成、持続的発展のための経済開発(農業、鉱工業、インフラ整備などを見据えた協力)などの分野を柱として、真の和平達成のため、支援を継続・強化していく考えです。

ほかにも、日本NGO連携無償資金協力によって、日本のNGOによる平和構築活動事業を支援しています。たとえば、(特活)アイキャンは、フィリピンのミンダナオ島において2011年度から3年間、初等・中等教育における平和研修や学校建設を行い、また2014年度からは紛争当事者間の調停能力研修などを実施し、現地草の根レベルによる和平定着を図る事業に取り組んでいます。



2014年6月広島市で開催されたバンサモロ新自治政府設立に向けた方針や課題について話し合う「ミンダナオ和平構築セミナー」。左からカマルザマン・アスカンダル・マレーシア科学大学教授、アル・ハジ・ムラド・イブラヒムMILF議長、湯崎英彦広島県知事、デル・ロサリオ・フィリピン外務大臣、ベニグノ・アキノ3世フィリピン大統領、田中明彦JICA理事長(前)、テレシタ・フイントス・デレスOPAPP長官、ミリアム・コロネル・フェラー・フィリピン政府和平交渉団長、モハゲール・イクバルMILF和平交渉団長(写真:JICA)

注57 国際監視団 IMT: International Monitoring Team

注58 J-BIRD: Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development

注59 OPAPP: Office of the Presidential Adviser on the Peace Process

イ. アフガニスタンおよびパキスタン支援

アフガニスタンとパキスタンにおいて不安定な情勢が続いていることは、両国やその周辺地域だけでなく世界全体の平和と安全にとっても問題です。アフガニスタンを再びテロの温床としないため、日本をはじめとする国際社会は積極的に同国への支援を行っています。2014年には同国史上初となる民主的な政権交代が実現し、ガーニ政権が発足しました。また、同年末に

は国際治安支援部隊 (ISAF) ^{注60)} からアフガニスタン治安部隊に治安権限が移譲され、アフガニスタンの安定の確保がますます重要となっています。2015年7月にはパキスタン政府の仲介によりアフガニスタン政府とタリバーンの対話が行われるなど、アフガニスタンの安定にとって、パキスタンの協力も一層重要となっています。

< 日本の取組 >

● アフガニスタン

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年10月以降の支援総額は約59億ドルに上ります(2015年10月末時点)。

2012年7月8日、日本は、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタンと共催し、約80の国および国際機関の代表が参加する中、成果文書として「東京宣言」を発表しました。この東京会合において、アフガニスタンの持続可能な開発に向け、アフガニスタンおよび国際社会の相互責任を明確にするとともに、それを定期的に確認・検証する枠組みである「相互責任に関する東京フレームワーク (TMAF) ^{注61)}」を構築しました。日本は、アフガニスタンに対し、「2012年よりおおむね5年間で開発分野および治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援」を行うことを表明し、2012年以降、2015年10月末までに約25億ドルの支援を実施してきました。

2014年4月には、アフガニスタン大統領選挙および県議会選挙が実施され、2009年の大統領選挙を大きく上回る数の国民が投票に参加し、2014年9月に

は、アフガニスタン史上初となる民主的な政権交代が実現しました。日本は、このときの選挙に対する支援として、国際社会と連携し、大統領選挙および県議会選挙を実施するために必要な選挙関連用品の調達・供与と、これら選挙関連用品のアフガニスタン全土の各投票所への輸送を支援するため、16億3,900万円の無償資金協力を実施しました。

2014年12月に開催された「アフガニスタンに関するロンドン会合」では、TMAFに基づく国際社会とアフガニスタン政府双方のコミットメントが再確認されるとともに、同枠組みのさらなるフォローアップの必要性が確認されました。

また、2015年9月にカブールで開催された「東京会合フォローアップのための高級実務者会合 (SOM) ^{注62)}」において、アフガニスタンの現政権が掲げる優先事項に即した「相互責任を通じた自立のための枠組み (SMAF) ^{注63)}」がTMAFの後継として新たに策定され、「相互責任」の理念に基づきアフガニスタンが直面する問題に同国と国際社会が取り組んでいくことを確認しました。

● パキスタン

2001年の米国同時多発テロ後に国際社会と協調してテロ対策を行うことをパキスタンが表明して以来、日本は同国に対して積極的な支援を行っています。2009年4月、日本はパキスタン支援国会合を主催し、同国に対し2年間で最大10億ドルの支援を表明し、これを着実に実施してきています。^{注64)} 2014年には、同国が進める電力セクター改革を支援するため、50億円の円借款を供与しました。

また、日本はパキスタンにおける治安改善に貢献す

るため、アフガニスタンとの国境地域で教育、保健、職業訓練等について協力を行い、民生安定化を支援してきています。2013年には、パキスタンの主要国際空港の保安能力強化のため、手荷物検査装置の整備等、約20億円の支援を行うなど、同国のテロ対策への支援を実施しました。また、2015年にはテロ掃討軍事作戦に伴い発生した国内避難民に対し、国連機関を通じた約13億円の支援を実施しました。

注60 国際治安支援部隊 ISAF: International Security Assistance Force

注61 相互責任に関する東京フレームワーク TMAF: Tokyo Mutual Accountability Framework

注62 東京会合フォローアップのための高級実務者会合 SOM: Senior Officials Meeting

注63 相互責任を通じた自立のための枠組み SMAF: Self-Reliance through Mutual Accountability Framework

注64 2010年度大洪水に対する支援も含む。

ウ. 中東和平(パレスチナ)

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブとイスラエルの紛争の核心であり、中東和平の問題は日本を含む世界の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすものです。日本は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持しています。これを推し進めていくためには、一方の当事者であるパレスチナの社会経済の開発を通じて、国づくりに向けた準備を行っていくことが不可欠と考えます。1993年のオスロ合意によるパレスチナ暫定自治の開始以降、日本をはじめとする国際社会は積極的にパレスチナに対する支援を展開してきています。

パレスチナ自治区の人々は、イスラエルによる占領

に大きな不満と反発を抱きつつも、経済面では、長年にわたる占領のために、イスラエル経済と国際社会からの支援に大きく依存せざるを得なくなっています。こうした状況が、中東和平の問題解決を一層難しくしています。また、イスラエルの占領政策や停滞する経済により広がる地域格差や高い失業率も、地域の情勢を不安定にする要素となっています。今後、パレスチナが真の和平に向けてイスラエルと交渉できるような環境を整備するためには、こうした人々の生活状況を改善しつつ、同時にパレスチナ経済を自立させることが最も重要な課題となっています。

< 日本の取組 >

日本は、開発協力の重点課題である「平和の構築」の観点も踏まえつつ、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、特に1993年のオスロ合意以降、米国、EU(欧州連合)などに次ぐ主要ドナーとして、パレスチナに対して総額約14.7億ドルの支援を実施しています。具体的には、日本は、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その悲惨な生活状況を改善するために国際機関やNGO等を通じた様々な人道支援を行うとともに、民生の安定・向上、行財政能力の強化、持続的経済成長への促進のためにパレスチナ自治政府を積極的に支援し、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備とパレスチナ経済の自立化を目指した取組も行っています。



ジェリコ市郊外の農産加工団地

また、2006年7月以降は、将来のイスラエルとパレスチナが平和的に共存し、共に栄えていくための日本独自の中長期的な取組として、日本、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンの4者による域内協力



ヨルダン北部に位置するアジュルン県にあるパレスチナ難民キャンプにて、起業家支援研修で古着を利用したバッグ作りを習う女性たち(写真:新岡真紀/JICA)

により、ヨルダン渓谷の経済社会開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、その旗艦事業であるジェリコ市郊外の農産加工団地建設に取り組んでいるところです。この農産加工団地は、将来的には約7,000人の雇用を創出することが見込まれています。

さらに、2013年、日本は新たな取組として、人材育成や民間経済の発展等に関するアジアの知見を活用し、パレスチナの経済自立を支援する「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD) ^(注65)

を開始し、2014年3月には、インドネシアで第2回閣僚会合が開催されました。このほかにも、これまでに人材育成のための三角協力(153ページを参照)や貿易・投資拡大に向けた会合等が実施されています。

注65 パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 CEAPAD: Conference on the Cooperation among East Asian Countries for Palestinian Development

ル・パレスチナ武装勢力間の衝突に際し、日本は、緊急のニーズへの対応として、国際機関や日本のNGO経由で食料、水、衛生分野で約780万ドルの支援を実施しました。

2015年1月には、安倍総理大臣がパレスチナ自治区を訪問し、アッバース大統領と会談し、ガザ復興、経済社会開発、財政、医療・保健分野等での支援を目的に、総額約1億ドルの新規支援を行い、これにより2014年3月のCEAPAD第2回閣僚会合の際に表明された2億ドルの支援プレッジ(公約)が実現することを伝え、アッバース大統領から、これらの支援についての謝意表明がありました。

2015年9月の国連総会の機会に「拡大カルテット会合」が開催され、国連安保理常任理事5か国、主要アラブ諸国、欧州諸国と共に日本も参加しました。この場で、岸田外務大臣が約1,200万ドルの支援を新たに行うことを表明しましたが、これはパレスチナの経済社会的な開発を支えるものとなることが期待されます。

パレスチナ自治区の地図



パレスチナ自治区

ガザ地区

- 面積：365平方キロメートル
(東京23区の約6割)
- 人口：170万人

西岸地区

- 面積：5,655平方キロメートル
(三重県とほぼ同じ)
- 人口：280万人

パレスチナ自治区

イスラム開発銀行・パレスチナ計画庁と信託基金を設立 技術協力(2014年3月～実施中)

2014年3月、日本はインドネシアのジャカルタで開催された「パレスチナ開発のための東アジア促進会合(CEAPAD※1)」にて、イスラム開発銀行(IDB※2)とパレスチナ自治政府計画庁(MoPAD※3)との間で、信託基金「CEAFAM(CEAPAD Facilitation Mechanism)」の設立のための合意文書を締結しました。開発協力において、日本とアラブの開発金融機関が信託基金を設立するのは初めてです。

このCEAFAM設立により、イスラム開発銀行が資金提供およびイスラム諸国とのネットワークを活かした協力を、パレスチナ計画庁は開発ニーズの検討や調整を行っています。また、東アジア諸国はパレスチナが持つ開発ニーズに資する研修やセミナーを企画すると同時に、資金面や開発プロジェクト運営に関する技術支援をCEAFAMから受けています。そして、JICAは開発支援のノウハウ提供といった技術協力を行い、また、東アジア諸国が優位性を持つ分野とパレスチナの開発課題とのマッチングを行っています。また、特にパレスチナにおける農業開発、観光業開発、情報通信技術開発、および電灯の製造・開発が現在具体的な支援分野になっています。

パレスチナ支援は中東平和の実現や当該地域の安定のためにも重要です。CEAFAMの設立を通じて、日本がこれまで培ってきた技術協力の経験と人的ネットワークに、イスラム開発銀行を通じてペルシャ湾岸諸国の資金力やネットワークが融合し、パレスチナからの信頼を深めつつ、より質の高い広範囲でのパレスチナへの開発支援が開始されています。

(2015年8月時点)

※1 CEAPAD: Conference on the Cooperation among East Asian Countries for Palestinian Development

※2 IDB: Islamic Development Bank

※3 MoPAD: Ministry of Planning and Administration Development



署名の様子(写真: JICA)

エ. サヘル地域

「サヘル^(注66)諸国」に厳密な定義はありませんが、主に、モーリタニア、セネガル、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、ナイジェリア、カメルーン、チャドの8か国を指します。

サヘル地域は、干ばつ等の自然災害に加え、貧困、国家機能の脆弱^{ぜいじやく}さなどにより、政情不安の問題、テロや武器・不法薬物等の不法取引、誘拐等組織犯罪の脅威が深刻になっています。さらに、砂漠を含む広大な領

土を持つリビアや周辺諸国は、テロリスト等の出入りを防ぐために十分な国境管理を行うことが難しく、テロリストの出入りを助長し、武器密輸の温床となっています。こうした中、この地域全体が無法地帯とならないようにするための治安能力・ガバナンスの強化や、難民等の人道危機への対処および開発が地域および国際社会の課題となっています。

< 日本の取組 >

日本は、2013年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件^(注67)を受けて、1月29日に岸田外務大臣が外交の3本柱^(注68)を発表しました。また、2013年6月に開催されたTICAD V^{ティカッド}において、1,000億円の開発・人道支援をはじめとする平和の定着支援の継続を表明しました。さらに、昨今頻発するテロ事案に際し、2015年2月には、邦人殺害テロ事件を受けた今後の日本外交として、新たな3本柱^(注69)を打ち出し、サヘル地域の平和と安定に向けた取組を加速させています。

2014年にはマリ難民支援として約1,000万ドルの拠出を表明し、マリから周辺国に流出した難民向けに食料や居住用テントの提供や、西アフリカ諸国の軍・警察能力向上のため、国連平和維持活動(PKO)訓練センターへの支援などを実施しました。また、マリ・サヘル地域の和解・政治プロセス促進に取り組む「マリ及びサヘル地域のためのAUミッション」の活動を支援しています。

また、サヘル地域の平和と安定に貢献する支援として、①サヘルにおける人道調整およびサービスの強化計画、②ニジェール共和国・移民および国境管理によるサヘル地域の安全保障強化計画、③モーリタニア・イスラム共和国・テロおよび国境を越える犯罪対策能力強化計画等を実施しています。

これらの支援を通じて、小型武器の流入増大・拡散

に対応する能力が強化され、司法サービスが改善されます。その結果、サヘル各国における治安状況が改善されて、テロなど潜在的脅威が低減し、ひいては地域全体としての対処能力が向上することが期待されます。

さらに、北アフリカ・サヘル地域のテロ・治安対策関係者との対話や協力を促進する観点から、2014年11月、東京において「サヘル地域に関する日・アフリカ貿易・投資フォーラム」を開催しました。このフォーラムでは、サヘル地域の治安情勢および対アフリカ・ビジネスにおいて講じるべき安全対策等についての講演や意見交換を実施し、日本企業関係者のサヘル地域情勢への理解を促進しました。

法務省では、UNAFEI^(注70)を通じて、「第2回仏語圏アフリカ刑事司法研修」として、仏語圏アフリカ諸国の刑事司法実務家を対象に、捜査・訴追・公判能力の向上および組織犯罪対策をテーマとした研修を実施しました。この研修は、仏語圏アフリカ諸国における刑事司法を充実・発展させることで、これら地域において世界的な課題ともなっている治安の悪化や深刻な汚職問題の解決に寄与するものです。

日本は、サヘル諸国の平和と安定が達成されるよう、サヘル諸国および国際機関、そしてほかの支援機関と一層密接な連携を図り、支援を着実に実施していきます。

注66 「サヘル(Sahel)」とはサハラ砂漠南縁部に広がる半乾燥地域。主に西アフリカについて用いられるが、場合によりスーダンやアフリカの角の諸地域を含めることもある。語源はアラビア語の「岸辺」という意味。サヘル諸国のことをサハラ南縁諸国ともいう。

注67 武装集団が、アルジェリア東部のティガントウリン地区にある天然ガス関連施設を襲撃し、作業員などを人質にして立て籠もった。アルジェリア軍部隊が1月19日までに制圧したが、邦人10人を含む40人が死亡した事件。

注68 ①国際テロ対策の強化、②サハラ砂漠の南のサヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援、③イスラム・アラブ諸国との対話の推進の3本柱。

注69 ①テロ対策の強化、②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、③過激主義を生み出さない社会の構築支援の3本柱。

注70 国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

オ. 南スーダン

南スーダンにおいては、2013年12月15日以降、政府側と反政府勢力の衝突が発生し、国内避難民や難民の発生等、人道状況が悪化しました。周辺諸国から成る政府間開発機構 (IGAD) ^{注71)}等が仲介役となり、和平に向けた取組が進められ、2015年8月、キール大統領、マシャル前副大統領等の当事者が南スーダン

における衝突の解決に関する合意文書に署名し、即時発効しました。この合意文書は、衝突の即時停止、国民統一暫定政府の創設、国政選挙の実施等について規定しています。なお、長引く衝突により、南スーダン経済は、財政赤字、インフレ、外貨準備不足等の困難を抱えています。

< 日本の取組 >

日本の対アフリカ外交にとって、平和構築は重要課題の一つです。中でも、スーダンおよび南スーダンの安定はアフリカ全体の安定に直結することから、両国はアフリカにおいて重点的に平和の定着支援に取り組まねばならない地域の一つです。このような認識の下、日本は、2005年以降スーダンおよび南スーダン両国に対し14億ドル以上の支援を実施しています。

今後、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 (DDR) の支援といった平和の定着に関する支援を継続するとともに、平和の定着を両国の国民が実感し、再び内戦に逆戻りすることがないように基礎生活分野等に対する支援を行います。具体的には、スーダンに対しては、紛争被災地域を中心に、人間の基本的ニーズ (BHN) ^{注72)}の充足の確保および食料生産基盤の整備を重視した支援を行っています。南スーダンに対しては、上述に加え、インフラ整備やガバナンス (統治) 分野を重視した支援を行ってきています。

現在、南スーダンにおいて、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) ^{注73)}に派遣されている自衛隊施設部隊が活動中です。南スーダンの安定と国づくりに日本として一体的に取り組むため、同部隊の行う活動と連携した開発・人道支援案件を実

施しています。2013年には草の根・人間の安全保障無償資金協力と連携し、「ナバリ地区コミュニティ道路整備計画」を実施したほか、日本の無償資金協力でJICAが行う南スーダンの首都ジュバにおける「ジュバ河川港拡充事業」で支援を行っている港における安全確保のための防護フェンスの整備を行いました。2013年12月以降の治安状況悪化を受け、現在、同部隊は文民保護区域施設整備等の活動を実施しています。また、UNMISSの活動地域において地雷の除去等に当たる国連PKO局地雷対策サービス部 (UNMAS) ^{アンマス}を支援することで、日本の自衛隊を含むUNMISSの活動が円滑に推進するように貢献しています。



南スーダンの首都ジュバ市内のジュバ河川港において安全確保のための防護柵を設置している様子 (写真：防衛省)

注71 政府間開発機構 IGAD: Inter-Governmental Authority on Development

注72 人間の基本的ニーズ BHN: Basic Human Needs

人間の基礎生活分野 (衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの)

注73 国連南スーダン共和国ミッション UNMISS: United Nations Mission in the Republic of South Sudan

南スーダン

国内避難民等及び周辺国に流出した難民に対する緊急無償資金援助
緊急無償資金協力(2014年5月～実施中)

20年以上続いた内戦の後、2011年7月にスーダンから南スーダンが分離・独立しました。しかし、2013年12月15日に発生した南スーダン政府と反政府側の衝突は、政府内の派閥抗争とも相まって拡大していきました。この衝突により、国内各地で大規模な暴力行為・人権侵害が深刻化し、100万人近い国内避難民や20万人を超える難民が発生しました。連日多数の女性や子どもを含む罪のない市民が犠牲となりました。

日本は、南スーダン独立直後から、南スーダンの国づくりのために多大な貢献を行ってきています。また、情勢が混乱した後も外交活動および支援活動の両面から、国際社会が注視する南スーダンの情勢改善への努力を継続してきました。2014年5月には、国連世界食糧計画(WFP)、国連児童基金(UNICEF)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国際移住機関(IOM)、赤十字国際委員会(ICRC)および国連人道問題調整事務所(OCHA)を通じて、南スーダン国内の避難民等に対する食料、水・衛生、保健、医療等の分野および、周辺国に流出した南スーダン難民に対するシェルターの提供などの緊急に人道支援が必要な分野に対し1,200万ドル(約11億6,400万円)の緊急無償資金協力を実施することを決定し、オスロで開催された南スーダン人道支援会合で表明しました。

これらの人道支援の実施により、弱い立場にある女性、子どもをはじめとする南スーダンの人々に緊急支援物資やサービスが提供され、人間の基本的ニーズの充足が図られています。また、南部の国境を越えてエチオピア側に逃れた避難民のキャンプ生活改善のためにも役立てられています。

日本はこのような支援が、南スーダンの人々の生活改善に活用され、また、南スーダンの人々が一日も早く平和な社会を享受できるようたゆまぬ努力を続けていきます。(2015年8月時点)



安全で衛生的な水を得た南スーダンの国内避難民
(写真: UNICEF)

(2) 災害時の緊急人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム(被災者の捜索・救助活動を行う)、②医療チーム(医療活動を行う)、③専門家チーム(災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う)、④自衛隊部隊(大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う)の4つがあるほか、「平和と健康のための基本方針」に基づき、感染症対策チームを新設し、効果的な支援に向けた取組が始まっています。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に物資を供与できる体制にあります。2014年度においては、フィリピン、パラグアイ、モザンビークなど19か国に対して計23件の緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被

災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関等に対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。その国際機関が実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。2014年度においては、災害緊急援助として、インドやパキスタンなどアジアにおける自然災害の被災者への人道支援を主な目的として、国際機関等を通じ、緊急無償資金協力を行いました。

また、日本のNGOがODA資金を活用して、政府の援助がなかなか届かない地域で、そのニーズに対応した様々な被災者支援を実施しています。NGO、経済界、政府による協力・連携の下、緊急人道支援活動を行う組織「ジャパン・プラットフォーム(JPF)」は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・国内避難民支援のために出動し、JPF加盟のNGO団体が支援活動を実施しています。

2014年度には、アフガニスタン北部水害支援、東南アジア水害被災者支援等を実施しました。また、2015年4月のネパール地震の際には、被災者支援プログラ

ムを立ち上げ、加盟NGO団体は被災が甚大であった山間部を中心に現地のニーズに合った支援活動を行いました。さらに、アジア5か国の緊急人道支援NGOや民間団体等と広い連携関係を持つ日本発の防災協力のネットワークであるアジアパシフィックアライアンスも、日本政府からの拠出金を活用し、捜索活動、医療支援や食料物資配布事業を行いました。

2015年4月にネパール中西部で発生したマグニチュード7.8の大地震に対し、日本は、ネパールとの伝統的な友好関係およびネパール政府からの要請を踏まえ、緊急援助物資の供与(テント、毛布等)および1,400万ドル(約16.8億円)の緊急無償資金協力の実施に加え、国際緊急援助隊(救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊)を派遣し、被災者に対する緊急人道支援



ミャンマー・ヤンゴン国際空港に到着した日本の緊急援助物資
(写真：在ミャンマー日本大使館)



物資の引渡し式を行う樋口建史駐ミャンマー日本国大使とス・ス・フライン社会福祉・救済復興副大臣(写真：在ミャンマー日本大使館)

を実施しました。ネパールでの国際緊急援助隊の活動は約4週間にわたり、首都カトマンズ市内やその近郊、最も被害の大きかったシンドゥパルチョーク郡において活動しました。

ほかにも、2014年12月のインドネシア発シンガポール行きエア・アジア機墜落事案に対し、海上自衛隊の護衛艦2隻およびヘリコプター3機から成る国際緊急援助隊を派遣し、捜索・救助活動を実施しました。

2015年7月、ミャンマーでは大雨に伴い、甚大な被害が発生しました。日本は、同国の復旧・復興に貢献するため、合計40億円程度の無償資金協力2件の実施を決定しました。さらに学校の再建、浄水車や井戸掘り機材の供与など、ミャンマーの要望を踏まえて、50億円をめどに必要な支援を迅速に進めます。

タイ

パサック川東部アユタヤ地区洪水対策計画 無償資金協力(2012年8月～2015年4月)

タイでは、2011年から断続的に続いた記録的な大雨により、全国61県以上が被災する大規模な洪水が発生しました。特に、首都バンコクから70キロメートル北上した場所に位置するアユタヤ県は沖積平野であり、農用地が広がるほか日系企業も進出するアユタヤ工業地帯があることでも重要な地域です。しかし、バンコク近郊の農工業地帯であるこの県は平坦で標高も低く、また、多くの河川が流れているため、最も洪水被害が大きい場所の一つとなっていました。このまま放置すると、タイの産業振興に引き続き大きな影響が出ることとなります。

そこで日本は、アユタヤ工業団地を流れるパサック川に接続するハントラ水路、クラマン水路を対象に水門の整備を行うとともに、水門設置箇所上下流の護岸整備を行い、排水ポンプ車を追加配備することにより、工業団地が浸水するリスクを低減させる取組を支援することとなりました。2013年10月に起工式が行われてから、このプロジェクトはおよそ2年間続き、2015年8月には水門2基が完成しました。

周囲の護岸整備とともに完成した水門は、今後大雨によりパサック川の水かさが増えても、ハントラ、クラマンの両水路に雨水が流れ込むのを効果的に抑制するものと期待されます。また、あわせて供与されたポンプ車10台が、洪水時に迅速な排水を実施することとなっています。

ASEAN諸国の中で力強い開発を進めるタイにとって、日本の支援により、日系企業をはじめとする外国企業の安定的な進出が確保されることはたいへん重要なものといえます。



クラマン水門建設予定地の様子
(写真：JICA)

● 国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」(注74)への協力を行っています。このファシリティ(基金)は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定のための能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と世界銀行など防災にかかわる国連機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、「防災グローバル・プラットフォーム」の設置が決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、この組織の事務局である国連国際防災戦略(UNISDR)(注75)事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、UNISDRの兵庫事務所が設置されました。

日本は防災に関する自身の豊富な知見・経験を活か

し、積極的に国際防災協力を推進している立場から、国連防災世界会議を第1回(1994年横浜市)、第2回(2005年神戸市)に続き、第3回の会議もホスト国となり、2015年3月に仙台市で開催しました。第3回会議では、仙台防災枠組2015-2030および仙台宣言が採択され、防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダーの関与、「より良い復興(Build Back Better)」など日本から提案した考え方が取り入れられました(詳細は、「開発協力トピックス」120～121ページを参照)。

また、ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター)(注76)に対して、情報通信システムの支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

(3) 安定・安全のための支援

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引*、サイバー犯罪、資金洗浄(マネーロンダリング)*などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。国際テロ組織アル・カーイダ等の影響を受けた各地の関連組織等はアフリカや中東において活動を活発化させているほか、暴力的過激主義の思想に感化された個人によるテロや外国人テロ戦闘員の問題も深刻な脅威をもたらしています。また、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾や西部のギニア湾・東南アジアにおける海賊問題も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海

賊行為に効果的に対処するには、一国のみの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。



2015年4月、カタールのドーハにおいて、第13回国連犯罪防止刑事司法会議(5年ごとに開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議、通称コングレス)が開催され、日本が次回コングレス(2020年)の開催国になることが決定した

注74 世界銀行防災グローバル・ファシリティ Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注75 国連国際防災戦略 UNISDR: United Nations International Strategy for Disaster Reduction

注76 ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター) AHA Centre: ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

< 日本の取組 >

● 治安維持能力強化

国内治安維持の要となる警察機関^{かなめ}の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設の整備や機材の供与を組み合わせた支援をしています。

日本は、治安情勢が引き続き予断を許さない状況のアフガニスタンに対し、2001年以降2015年10月末までに同国における治安維持能力の向上を目的として約17億ドル(約1,653億円)の支援を行いました。日本を含む国際社会の支援もあって、アフガニスタンの国家警察官(ANP : Afghan National Police)の数は、

2008年の7.2万人から2012年には15.7万人と倍増しました。

警察庁では、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行っています。これらを通して、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術^{しやうへい}の移転を目指しています。

ほかにも、トルコ警察幹部を招聘し、日本の警察庁幹部との意見交換や都道府県警察視察等を行い、相互理解、協力関係の向上、強化を図っています。

ブラジル

地域警察活動普及プロジェクト 技術協力(2015年1月～実施中)

都市部を中心に殺人、強盗、傷害などの発生率が高いブラジルでは、社会不安を取り除くため「市民と共にある市民のための警察」を目指した取組が1990年代から強化されてきました。特にサンパウロ州軍警察は1997年から独自に日本の交番システムを取り入れる取組を始め、その後、日本からの協力を得て、地域警察活動を強化してきました。そして、サンパウロ州における地域警察活動の強化が進む中、ブラジル政府は、日本からのノウハウの提供を受けつつ、サンパウロ州以外の州でも地域警察の強化に乗り出しました。

その一方で、ブラジルでは2014年のサッカー・ワールドカップ開催に続き、2016年にはリオオリンピック・パラリンピックが開催されることとなっています。今後、各種の大規模なイベントを誘致・開催する上でも治安対策の強化は差し迫った課題です。そこで日本は、これまでの地域警察活動に係る支援実績も踏まえ、2015年からブラジルにおける地域警察活動のさらなる質の向上、および全国展開を図るための支援を開始しました。

現在までの地域警察活動の普及により、ブラジルでは警察による犯罪発生後の対処のみならず、その予防活動の重要性についての意識が高まり、まさにこの取組が機能しつつあります。また、ブラジル政府によれば、地域警察活動と犯罪予防の意識が浸透したことで、地域によっては、10年前と比べ犯罪発生件数が大幅に減少したところもあるとのこと。

ブラジルにおける様々な治安対策の一つとして、日本の支援による地域警察活動の強化が全国的に定着し、犯罪発生件数のさらなる減少に貢献することが期待されます。(2015年8月時点)



サンパウロ州警察の交番にて
(左から3人目が田中明彦前 JICA 理事長) (写真：JICA)

● テロ対策

国際社会は、テロリストにテロの手段や安住の地を与えないようにしなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に対し、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に、日本と密接な関係にある東南アジア地域、2013年に日本人が犠牲となるテロ事件が発生したアルジェリアおよびその周辺の北アフリカ・サヘル地域におけるテロを未然に防ぎ、安全を確保することは、日本にとってとりわけ重要であることから、これらの地域に力を入れて支援を実施しています。

2015年には、シリアにおける邦人殺害テロ事件が発生したほか、パリにおいては1月に銃撃事件が、また、11月には同時多発テロ事件が発生しました。このほかにも、ISIL(「イラク・レバントのイスラム国」)^{注77)}等のイスラム過激派組織によるとみられるテロ事件が世界で相次ぎ、これらテロ組織やその暴力的で過激な主張に影響を受けている者への対策が、国際社会でま

すまず大きな課題となっています。

こうした課題に対して、日本政府としても取組を強化しており、安倍総理大臣は、2015年1月、中東の国々に約2億ドルの人道援助を行うことを発表しました。さらに、シリアにおける邦人殺害テロ事件後、同事件を受けた新たな3本の柱から成る日本の包括的外交政策として、①テロ対策の強化(約1,550万ドルの中東・アフリカ地域での法整備、国境管理強化等のテロ対処能力向上支援等)、②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、③過激主義を生み出さない社会の構築支援(失業対策・格差是正への取組、教育支援、人的交流の拡充、穏健主義の促進に向けたASEANとの連携等)を策定しました。

日本はこれに基づき、テロ対策、外国人テロ戦闘員対策、暴力的過激主義対策などについて、各国への支援を積極的に実施し、積極的平和主義の立場から国際社会の平和と安定に向けた取組を加速させていきます。

● 国際組織犯罪対策

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の脅威が深刻化しています。国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧^{あんねい}の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を

破壊するものであり、国際社会が一致して対処すべき問題です。このような国際組織犯罪に対処するために、日本は主に次のような国際貢献を行っています。

■ 麻薬取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)^{注78)}に拠出し、東南アジア諸国やアフガニスタンを中心に薬物対策を支援しています。2014年度には、UNODCの実施する薬物対策プロジェクトに総額約430万ドルを拠出して、世界規模で拡散している危険ドラッグや覚せい剤などの合成薬物対策を推進したほか、西アフリカ地域における前駆物質(覚せい剤の製

造原料)管理、アフガニスタンにおける代替開発や国境管理、あるいは中央アジアにおける薬物乱用防止など、幅広く支援を行いました。

そのほか、警察庁では、アジア・太平洋地域を中心とする諸国から薬物捜査担当幹部を招聘^{しょうへい}して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、関係諸国の薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図っています。

■ 人身取引対策

人身取引対策に関しては、日本は2014年12月、5年ぶりに改定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引は重大な人権侵害であるとの認識の下、様々な支援を行っています。

特に、日本で保護された外国人人身取引被害者には、国際移住機関(IOM)への拠出金の支出を通じて、母国

への安全な帰国、そして帰国後再度被害に遭うことを防ぐための自立支援として、教育支援、職業訓練等を実施しています。2014年度には、特に東南アジア・アフリカ地域の人身取引への法執行能力強化を目的に、総額約97万ドルを、UNODCを通じて支援しました。さらに、日本は人の密輸・人身取引および国境を越え

注77 ISIL: Islamic State in Iraq and the Levant

注78 国連薬物・犯罪事務所 UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime

る犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」にも積極的に参加し、人身取引の撲滅の

ため、各国と情報共有を行っています。

■資金洗浄対策等

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題となっています。そのため日本としても、G8が主導して1989年に設立された「金融活動作業部会(FATF) ^{注79)}」等の政府間枠組みを通じて、国際的な資

金洗浄(マネーロンダリング)対策、およびテロ資金供与対策に係る議論に積極的に参加しています。また、2014年度には、サヘル地域におけるテロ資金対策を支援するため、UNODCのプロジェクトに約30万ドルを拠出しました。

●海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

■海洋

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しています。海上の安全の確保は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題であり、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものです。

近年、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案 ^{注80)} が多発していましたが、国際社会の取組により、2011年に237件あった海賊事案の発生件数は2013年には15件、2014年には11件、と激減しました。しかし、海賊事案は減少したものの、海賊を生み出す根本的な原因となるソマリア国内の貧困や若者の就職難等の問題は解決していません。また、ソマリアは、2012年8月に暫定連邦政府から連邦政府に移行したばかりであり、ソマリア自身で海賊を取り締まる能力は未だ十分な水準に達していない状況です。そして、海賊行為を行う犯罪組織が壊滅していない状況を踏まえれば、依然として状況は予断を許さず、国際社会がこれまでの取組を弱めれば、状況は容易に逆転するおそれがあります。

ソマリア海賊問題への取組として、2009年6月に成立した「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」(海賊対処法)に基づき、日本は海賊対処行動として海上自衛隊の護衛艦2隻とP-3C哨戒機 ^{しょうかいき} 2機を派遣し、ソマリア沖・アデン湾において海賊行為に対処するための護衛活動および警戒監視活動を実施しています。また、海賊行為があった場合の逮捕、取り調べ等の司法警察活動を行うため、海上保安官が護衛

艦に同乗しています。2013年12月以降、海賊対処を行う諸外国の部隊と協力して効果的に活動を実施するため、海賊対処のための多国間の連合任務部隊である第151連合任務部隊(CTF151) ^{注81)} に参加しています。なお、2014年7月には自衛隊からCTF151司令官・司令部要員を派遣する方針を決定し、2015年5月から8月まで自衛隊から初めて司令官を派遣しました。

ソマリア海賊の問題を解決するには、こうした海上での活動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上や、海賊活動拡大の背景にあるソマリア情勢の安定化に向けた多層的な取組が必要です。これらの取組の一環として日本は、国際海事機関(IMO) ^{注82)} が推進しているジブチ行動指針(ソマリアとその周辺国の海上保安能力を強化するための地域枠組み)の実施のためにIMOが設立したジブチ行動指針信託基金に1,460万ドルを拠出しました。この基金により、イエメン、ケニアおよびタンザニアの海賊対策のための情報共有センターの整備・運営支援を行うとともに、ジブチに訓練センターを設立しました。現在IMOにより、ソマリア周辺国の海上保安能力を向上させるための訓練プログラムが実施されています。

また、日本はソマリアおよびその周辺国における、海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金に対し累計450万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り

注79 金融活動作業部会 FATF: Financial Action Task Force

注80 ソマリア沖・アデン湾の海賊は、航行中の船舶に対して自動小銃やロケット・ランチャーを使って襲撃し、船舶そのものを支配しつつ、乗組員を人質として身代金を要求することが一般的。

注81 第151連合任務部隊 CTF: Combined Task Force 151

注82 国際海事機関 IMO: International Maritime Organization

海事に関する国際協力を促進するための機関。世銀グループ、IMFと同様、15ある国連専門機関の一つ。

研修」を実施しています。さらに、ソマリアにおいて和平が実現するように2007年以降、ソマリア国内の治

安の強化、および人道支援・インフラ整備のために約3億7,137万ドルの支援も実施しています。

ジブチ

海上保安能力向上のための巡視艇建造計画 無償資金協力(2013年5月～実施中)

ジブチが面するアデン湾には、年間約17,000隻の商船(うち日本関係商船約1,700隻)が通行しますが、近年海賊の出没によりハイジャックなどの被害が多発し、世界貿易の大動脈の治安が脅かされています。また、この海域は、密漁、密航、ならびに密輸などの問題も抱えています。ジブチ政府は同海域がエチオピアをはじめとする内陸国への貿易中継地点として重要であることを踏まえ、沿岸警備隊を設立し対策に取り組んでいます。しかしながら、沿岸警備隊は設立間もなく、広範囲の海域をカバーする巡視艇が十分に整備されていないため、効果的なパトロール活動の実施が困難な状況にありました。

このようなジブチの状況を踏まえ、日本は、2014年に無償資金協力により巡視艇2隻の建造支援を行いました。

詳細設計などを含め工期21か月で完成した巡視艇は、全長20メートルのクラフト・ラージ型と呼ばれるものです。これら巡視艇が就航することで、ジブチ沿岸警備隊の機動領域の拡大や出動体制の強化を実現し、今後国際商業取引の重要なルートであるジブチ沿岸の安全と経済社会活動の確保に寄与していくでしょう。

また、あわせてジブチ沿岸警備隊の人材育成、組織強化を行う沿岸警備隊能力拡充プロジェクトも実施されており、海上保安官などの専門家が派遣されてソフト、ハードの両面からジブチの沿岸警備能力の強化が目指されています。

国際的な交通の要衝である「アフリカの角」で、国際犯罪を防ぐための日本の支援が活かされようとしています。
(2015年8月時点)



供与された巡視艇(写真:墨田川造船(株))

■宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用したODAの実施により、気候変動、防災、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。日本は、2010年から2014年にかけて、世界有数の森林地域アマゾンを抱えるブラジルにおいて、アマゾンにおける森林破壊の阻止と炭素排出の抑制のために、衛星データを利用した広域な森林の炭素動態の評価技術の開発に取

組みました。

また、2014年、国土交通省ではアジア・太平洋地域地殻変動監視事業として、巨大地震多発地域であるアジア・太平洋地域において、各国が協働で宇宙測地技術を活用し、プレート運動、地震、火山噴火等に伴う地殻変動を把握するとともに、これら観測データや解析結果および災害情報等を各国で共有する取組を行いました。



アマゾン川上流の調査地で、20メートル四方にあるすべての木の重さを測り、炭素数を推定する「地上班」(写真:JICA)



1,000か所以上の地上の森林・土地データと最新の衛星画像技術を使い、アマゾン森林の炭素動態測量技術を確認する(写真:JICA)

■ サイバー空間

自由、公正かつ安全なサイバー空間は、地球規模でのコミュニケーションを可能とするグローバルな共通空間で、国際社会の平和と安定の基礎となっています。情報通信技術 (ICT) の発展により、サイバー犯罪はより高度化・複雑化しています。また、サイバー犯罪には国境がありません。日本は、増大するサイバー犯罪に対処するための国際協調を推進し、特に、アジア・太平洋地域における司法・法執行機関の能力構築支援に取り組んでいます。2014年度には10万ドルを犯罪防止刑事司法基金 (CPCJF) ^{注83)} に拠出し、米国やオーストラリアと協調して、東南アジア諸国のサイバー犯罪対処能力向上に向けた取組を支援しました。

加えて、総務省では、サイバー攻撃に関する情報を収集・分析の上、情報共有を行い、サイバー攻撃発生の予兆を検知し、即応を可能とする技術確立のためのプロジェクト「PRACTICE」や国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) ^{注84)} による、マルウェア感染をリアルタイムに警告するシステム「DAEDALUS」を通じて、サイバー攻撃に関するデータ交換等を行うことで、サイバーセキュリティ分野におけるASEAN諸国

との連携を推進しています。

2015年1月には、警察庁の協力の下、JICAの課題別研修にて、アジアや中南米、アフリカの12か国^{注85)}からの参加者に対し、各国のサイバー犯罪対処能力向上のためのアクションプラン作成等の実践的な研修を実施しました。

また、インドネシアに対しては、2014年から2017年にかけてJICAの技術協力プロジェクトを実施しており、専門家派遣や研修の実施、ソフトウェア等の導入を通じ、インドネシアの情報セキュリティ能力の向上のための支援を行っています。

さらに、2015年7月には、外務省、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターおよびJICAの関係者から構成される、サイバーセキュリティに関する調査団をベトナムに派遣しました。ベトナム政府関係機関からサイバーセキュリティ分野の現状や人材育成の取組や課題等を聴取するとともに、関連施設の視察等を行い、今後、ベトナムに対する同分野の能力構築支援の検討を進めていきます。

用語解説

人身取引

人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受する行為。

資金洗浄(マネーロンダリング)

犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。例) 麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

注83 犯罪防止刑事司法基金 CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund

注84 情報通信研究機構 NICT: National Institute of Information and Communications Technology

注85 インドネシア、フィリピン、ミャンマー、モンゴル、パキスタン、バングラデシュ、メキシコ、パナマ、ボリビア、コートジボワール、セーシェル、ボツワナ